

あなたはどのくらい実践できていますか？

医療費節約のコツを チェック！

医療機関を受診すると、窓口での支払いは医療費の原則3割※で済みますが、残りは私たちの保険料でまかなわれています。保険料を有効に使うために、賢い受診のしかたを身につけましょう。

※一部負担金の割合は、年齢・収入によって異なります。

いきなり大病院を受診しない

大病院は本来、治療が難しい病気などを取り扱うところです。体調が思わしくないからといって紹介状を持たずに大病院を受診すると、初診時5000円以上の追加負担があります。医療機関にかかる場合は、まずはかかりつけ医（左記参照）に相談しましょう。大きな病気が疑われる場合には大病院への紹介状を書いてもらうこともできます。

かかりつけ医・かかりつけ薬局をつくる

自宅や勤務先の近くにかかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちましょう。クリニックや薬局を一つに決めておけば、気になることがある場合に相談しやすくなるだけでなく、受診や服用履歴が蓄積されるため、より患者の状態や体質にあった診断や調剤をしてもらえます。

お薬手帳に服用履歴をつけてもらう

薬局は1カ所に決め、お薬手帳を毎回持参し、調剤記録をつけてもらいましょう。医療機関ごとに異なる薬局に行く人や、お薬手帳を持っていない人はお薬を受け取る際にかかる「薬剤服用歴管理指導料」が40円※多くかかっています。

※一部負担金が3割負担の場合

平成29年8月からの法改正についてお知らせ

70歳以上の高額療養費制度が変更

医療費が高額になった場合、一定の額を超えると高額療養費として患者に払い戻されるしくみについて、平成29年8月から段階的に変更されます。

■高額療養費制度の変更（ ）は多数回該当

●従来

区分	外来（個人）	限度額（世帯※）
現役並み （標準報酬月額28万円以上）	4万4,400円	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×1% （4万4,400円）
一般 （標準報酬月額26万円以下）	1万2,000円	4万4,400円
住民税非課税	8,000円	2万4,600円
住民税非課税（所得が一定以下）		1万5,000円

●平成29年8月から

区分	外来（個人）	限度額（世帯※）
現役並み （標準報酬月額28万円以上）	5万7,600円	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×1% （4万4,400円）
一般 （標準報酬月額26万円以下）	1万4,000円 （年間14万4,000円上限）	5万7,600円 （4万4,400円）
住民税非課税	8,000円	2万4,600円
住民税非課税（所得が一定以下）		1万5,000円

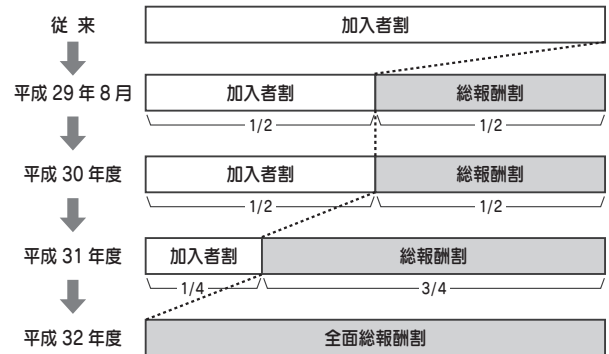
●平成30年8月から

区分	外来（個人）	限度額（世帯※）
現役並み （標準報酬月額83万円以上）	25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×1% （14万100円）	
現役並み （標準報酬月額53万円以上）	16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×1% （9万3,000円）	
現役並み （標準報酬月額28万円以上）	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×1% （4万4,400円）	
一般 （標準報酬月額26万円以下）	1万8,000円 （年間14万4,000円上限）	5万7,600円 （4万4,400円）
住民税非課税	8,000円	2万4,600円
住民税非課税（所得が一定以下）		1万5,000円

※同じ世帯で同じ保険者に属する者

介護納付金は収入に応じて負担するしくみに変更

介護保険制度において、各健保組合に割り当てられた、国に納入すべきお金「介護納付金」について、金額の算出方法が平成29年8月から段階的に変更されます。



高額介護サービス費が引き上げ

介護サービスの1ヵ月当たりの自己負担限度額が平成29年8月から引き上げられました。ただし、同じ世帯のすべての65歳以上の人が1割負担の世帯には年間上限を新たに設け、過大な負担とならないよう配慮されています。

平成29年10月から 65歳以上の入院時 居住費の負担が引き上げられます

入院時の居住費（光熱水費相当額）は、介護保険施設では1日370円負担していることから、65歳以上の医療療養病床への入院患者の居住費が引き上げられます。なお、平成30年4月からは、医療区分にかかわらず370円に統一されます（難病患者を除く）。